

(仮称)いちき串木野市及び薩摩川内市における風力発電事業（改定版）

環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和2年4月

合同会社 NWE-09 インベストメント

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2

2 環境影響評価方法書についての説明会の開催

(1) 公告の日及び公告の方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3

3 環境影響評価方法書についての意見の把握

(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの

意見の概要とこれに対する事業者の見解	12
--------------------	----

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他の事項を公告し、方法書及びこれを要約した書類（以下「要約書」という。）を公告の日から起算して一月間縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

（1）公告の日

令和2年2月5日（水）

（2）公告の方法

- ① 令和2年2月5日（水）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

（別紙1参照）

・南日本新聞 （16面）

- ② 上記の公告に加え、当社のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。（別紙2参照）

（3）縦覧場所

自治体庁舎等9箇所にて縦覧した。

また、インターネットの利用により、当社ウェブサイトで公表した。

① 自治体庁舎等における縦覧

- ・鹿児島県庁（13階環境林務部環境林務課）
- ・いちき串木野市役所串木野庁舎（正面玄関1階ロビー）
- ・いちき串木野市役所羽島出張所（1階ロビー）
- ・いちき串木野市荒川交流センター
- ・薩摩川内市役所（本庁2階市民福祉部環境課）
- ・薩摩川内市隈之城地区コミュニティセンター
- ・薩摩川内市峰山地区コミュニティセンター
- ・薩摩川内市滄浪地区コミュニティセンター
- ・薩摩川内市寄田地区コミュニティセンター

② インターネットの利用による公表

当社のウェブサイト「お知らせ」に、方法書及び要約書を掲載した。

（別紙2参照）

また、自治体（鹿児島県、いちき串木野市及び薩摩川内市）のウェブサイトと当社ウ

ウェブサイトとをリンクすることにより、自治体ウェブサイトから方法書及び要約書を参照可能とした。
(別紙3 参照)

(4) 縦覧期間

① 自治体庁舎等における縦覧

令和2年2月5日(水)から令和2年3月6日(金)までの、自治体庁舎等の開庁時間とした。

なお、意見書の受付期間を考慮して、自主的に縦覧期間を令和2年3月23日(月)まで延長した。

② インターネットの利用による公表

意見書受付期間の令和2年2月5日(水)から令和2年3月23日(月)までとし、その期間中は常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

① 縦覧者数：7名

(内訳)	・鹿児島県庁(13階環境林務部環境林務課)	: 0名
	・いちき串木野市役所串木野庁舎(正面玄関1階ロビー)	: 1名
	・いちき串木野市役所羽島出張所(1階ロビー)	: 0名
	・いちき串木野市荒川交流センター	: 3名
	・薩摩川内市役所(本庁2階市民福祉部環境課)	: 1名
	・薩摩川内市隈之城地区コミュニティセンター	: 1名
	・薩摩川内市峰山地区コミュニティセンター	: 0名
	・薩摩川内市滄浪地区コミュニティセンター	: 0名
	・薩摩川内市寄田地区コミュニティセンター	: 1名

② 方法書を掲載した当社ウェブページへのアクセス数：825回

2 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、当社は方法書の記載事項を周知させるための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告の方法

- ① 説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行う(別紙1 参照)とともに、当社ウェブサイトでもお知らせした(別紙2 参照)。

- ② 上記の公告に加え、2月17日付の以下の日刊新聞紙に「チラシ」を折り込んでお知らせした。(別紙4参照)

・南日本新聞 20,770部

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

開催日時	開催場所	来場者数
令和2年3月2日(月) 19時00分～20時10分	いちき串木野市荒川交流センター	13名
令和2年3月3日(火) 19時00分～20時30分	いちき串木野市羽島交流センター	8名
令和2年3月4日(水) 19時00分～21時20分	薩摩川内市川内文化ホール第1会議室	22名

3 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和2年2月5日(水)から令和2年3月23日(月)までの間

(縦覧期間及びその後2週間とし、郵送の受け付けは最終日の消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見について、次の方法により受け付けた。(別紙5参照)

- ・縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ・当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は2通であり、環境の保全の見地からの意見は39件であった。その他(環境の保全の見地以外からの意見)は1件であった。

・南日本新聞 (16面)

- 4 -

当社ウェブサイトに掲載したお知らせ(1/2)

■ 令和2年2月5日(水)掲載


[お問い合わせ](#)

[トップ](#)
[企業情報](#)
[事業案内](#)
[お知らせ](#)
[加盟所](#)
[地域貢献](#)

[ヴェナエナジー>お知らせ>電力>\(仮称\)いちき串木野市及び薩摩川内市における風力発電事業\(改定版\)環境影響評価方法書の縦覧、並びに住民説明会の実施について](#)

2020.2.5

「(仮称)いちき串木野市及び薩摩川内市における風力発電事業(改定版)環境影響評価方法書の縦覧、並びに住民説明会の実施について」

令和2年2月5日
日本風力エネルギー株式会社

当社は、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、「(仮称)いちき串木野市及び薩摩川内市における風力発電事業(改定版)環境影響評価方法書」(以下、方法書)及び方法書を要約した要約書(以下、要約書)を令和2年2月4日付で経済産業大臣へ届出、鹿児島県知事、いちき串木野市長及び薩摩川内市長へ送付しました。

方法書及び要約書について、以下のとおり公表し縦覧を行います。

方法書の縦覧について

縦覧場所：
鹿児島県庁(13階 環境林務部環境林務課)
いちき串木野市役所 串木野庁舎(正面玄関1階ロビー)
いちき串木野市役所 羽島出張所(1階ロビー)
いちき串木野市荒川交流センター
薩摩川内市役所(本庁2階 市民福祉部環境課)
薩摩川内市隈之郷地区コミュニティセンター
薩摩川内市峰山地区コミュニティセンター
薩摩川内市津島地区コミュニティセンター
薩摩川内市密田地区コミュニティセンター

縦覧期間：
法的期間：令和2年2月5日(水)から令和2年3月6日(金)まで
自主的期間：令和2年3月7日(土)から令和2年3月23日(月)まで
※いずれも縦覧場所の開庁時・閉庁時

縦覧方法：
縦覧場所にて、方法書、要約書、意見書、縦覧者記録用紙、意見票箱を設置いたします。
方法書をご覧になられた方は、縦覧者記録用紙にご記入をお願いします。

インターネットによる公表

表紙と目次	方法書(132KB)
第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	方法書(111KB)
第2章 対象事業の目的及び内容	方法書(1.11KB)
第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況(自然的状況)	方法書(6.01KB)
第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況(社会的状況)	方法書(5.41KB)
第4章 計画段階配慮事項についての調査、予測及び評価の結果	方法書(4.31KB)
第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解	方法書(2.01KB)
第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の方法	方法書(4.91KB)
第7章 その他環境省令で定める事項	方法書(2.01KB)
第8章 環境影響評価方法書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	方法書(3.51KB)
要約書	方法書(21.5KB)

本環境影響評価方法書は、「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)第5条第1項及び「電気事業法」(平成39年法律第170号)第46条の4の規定により、作成したものである。
本書に掲載した地図は、測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R1111F1134である。本書に掲載した地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

当社ウェブサイトに掲載したお知らせ (2 / 2)

■ 令和 2 年 2 月 5 日 (水) 掲載

説明会について

方法書説明会を以下の日程で開催します。どなたでもご参加頂けます。(事前申込不要)

日時：令和2年3月2日(月)19時～20時30分
場所：いちき串木野市荒川交流センター

日時：令和2年3月3日(火)19時～20時30分
場所：いちき串木野市羽島交流センター

日時：令和2年3月4日(水)19時～20時30分
場所：臨海川内市川内文化ホール 第1会議室

意見書の提出について

「(仮称) いちき串木野市及び臨海川内市における風力発電事業(改定版)環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、欄外付けの意見書に記入のうえ意見書箱に投函頂くか、以下の宛先までご郵送ください。

●受付期間：令和2年2月5日(水) から令和2年3月23日(月) まで
(郵送の場合は3月23日消印有効)

●郵送の場合

宛先：〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワースオフィス
日本風力エネルギー株式会社 足立宛

意見書用紙は [こちらよりダウンロード](#)ください。

●記載事項

- ①氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先
- ②方法書の名称
- ③環境の保全の見地からの意見及びその理由

お問合せ

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワースオフィス
日本風力エネルギー株式会社 事業開発 (担当：足立)
電話番号 03-6452-9777 (土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

尚、本方法書の届出にあたり、かねてから環境影響評価の手続き中の「(仮称) いちき串木野市及び臨海川内市における風力発電事業(旧事業)」は環境影響評価法に基づき、令和2年1月29日付で経済産業大臣へ「対象事業廃止等通知書」を送付、対象事業を実施しないこととしました。

鹿児島県ウェブサイト


鹿児島県
Kagoshima Prefecture

[トップ](#)
[緊急情報](#)
[一般・県民の方々](#)
[事業者の方々](#)
[観光サイト](#)

[Twitter](#)
[Facebook](#)
[Instagram](#)
[YouTube](#)
[RSS](#)

[多言語](#)
[外国語](#)
[県庁サイト](#)

[危機管理・防災](#)
[くらし・環境](#)
[健康・福祉](#)
[教育・文化・交流](#)
[産業・労働](#)
[社会基盤](#)
[県政情報](#)
[検索](#)

[ホーム](#) > [くらし・環境](#) > [環境保全](#) > [環境影響評価](#) > [環境影響評価について](#)

[いいね!](#)
[シェア](#)
[コメント](#)

更新日: 2020年2月6日

環境影響評価

環境影響評価について

許可届出(様式提供)

県の計画

環境影響評価について

環境影響評価とは、環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な開発事業の実施前に、事業者自らが事業の実施による環境への影響について、調査・予測・評価を行うとともに、その方法及び結果について住民や自治体の意見を聴き、それらを踏まえて、環境の保全について適正に配慮するための制度です。

環境影響評価法及び鹿児島県環境影響評価条例に定める規模の事業を実施する場合には、事前に環境影響評価を実施しなければなりません。

なお、法や条例の対象とならない事業についても、県環境基本条例や県環境基本計画に基づき、環境への配慮を適切にする必要があります。

県内で環境影響評価図書検索・公表中の事業

合同会社NWE-09インベストメントが、「(仮称)いちき串木野市及び霧島川内市における風力発電事業(改定版)」の環境影響評価方法を編纂・公表しています。(令和2年3月6日まで)

詳しくは事業者のホームページをご覧ください。

[合同会社NWE-09インベストメントホームページ\(外部サイトへリンク\)](#)

いちき串木野市ウェブサイト



いちき串木野市
いちきくしきのし

[文字サイズ・色合い変更](#)
[Foreign Language](#)
[携帯サイト](#)

[検索](#)
[サイトマップ](#)
[行政機関図](#)

ホーム

暮らし

防災
安全・安心

健康・福祉
子育て・介護

教育・文化
スポーツ

産業
企業誘致

市政情報

ホーム > 「(仮称) いちき串木野市及び薩摩川内市における風力発電事業(改定版) 環境影響評価方法書」の縦覧・公表に伴う意見の受付及び説明会の開催について

ホーム

- 暮らし
- 防災・安全・安心
- 健康・福祉・子育て・介護
- 教育・文化・スポーツ
- 産業・企業誘致
- 市政情報
- 雇出・証明
- 経済・環境
- 出産・子育て
- 引越し・住まい・移住
- 健康・医療
- 国書・福祉
- 高齢者・介護
- おくやみ
- 災害から身を守ろう
- 川内原子力発電所周辺情報
- イベントカレンダー
- 新着情報
- トピックス
- イベント
- 募集情報
- 文字サイズ・色合い変更
- Foreign Language
- サイト内検索
- サイトマップ

いいね! 0 ツイート

更新日: 2020年2月5日

「(仮称) いちき串木野市及び薩摩川内市における風力発電事業(改定版) 環境影響評価方法書」の縦覧・公表に伴う意見の受付及び説明会の開催について

合同会社NWE-09インベストメントがいちき串木野市及び薩摩川内市において計画している風力発電事業の環境影響評価方法書を以下のとおり縦覧し、ご意見を受け付けております。

縦覧書類

(仮称) いちき串木野市及び薩摩川内市における風力発電事業(改定版) 環境影響評価方法書

縦覧場所

いちき串木野市役所串木野庁舎(一階ロビー)
 いちき串木野市役所羽島出張所(一階ロビー)
 荒川交流センター

縦覧期間

法的期間: 令和2年2月5日(水曜日) から令和2年3月6日(金曜日) まで
 自主的期間: 令和2年3月7日(土曜日) から令和2年3月23日(月曜日) まで
 いちき串木野市役所は土、日、祝を除く開庁時
 交流センターは休館日を除く開館時

説明会の開催日時・場所

荒川交流センター: 令和2年3月2日(月曜日) 19時00分～20時30分
 羽島交流センター: 令和2年3月3日(火曜日) 19時00分～20時30分

意見書の提出

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、令和2年3月23日(月曜日) までに問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)

電子縦覧

[日本風力エネルギー株式会社ウェブサイトでご覧できます\(外部サイトへリンク\)](#)

お問い合わせ

日本風力エネルギー株式会社(担当: 足立)
 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-1-28 虎ノ門タワーズオフィス
 ☎03-6452-9777

薩摩川内市ウェブサイト



さつまсенだいし
薩摩川内市
Welcome to Satsumasendai City

サイト内検索 Google カスタム検索 検索 音声読み上げ

[文字サイズ](#) [標準](#) [拡大](#)
[文字色/背景色](#) [標準](#)
[告知](#)

[暮らしの情報](#)
[事業者向け情報](#)
[市政情報](#)
[観光物産情報](#)
[地図情報](#)

[トップページ](#) > [暮らしの情報](#) > [暮らし](#) > [環境・ペット等](#) > [環境](#) > (仮称)いちき串木野市及び薩摩川内市における風力発電事業(改定版)に係る環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の実施について

(仮称)いちき串木野市及び薩摩川内市における風力発電事業(改定版)に係る環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の実施

合同会社NWE-09インベストメント(代表社員:日本風力エネルギー株式会社)が計画している「(仮称)いちき串木野市及び薩摩川内市における風力発電事業(改定版)」に係る環境影響評価方法書(環境影響評価を行う方法を記載した図書)の縦覧が実施されています。

【縦覧場所】 薩摩川内市役所 本庁2階環境課
隈之城地区コミュニティセンター
峰山地区コミュニティセンター
瀧浪地区コミュニティセンター
寄田地区コミュニティセンター
(いちき串木野市でも実施されています。)

【縦覧期間】 令和2年2月5日(水)から3月6日(金)まで
(土・日・祝日を除く。)

【縦覧時間】 午前8時30分から午後5時15分まで

※この手続きは、環境影響評価法に基づくものです。
※環境の保全の見地からの意見がある方は、令和2年3月23日(月)まで書面で提出することができます。

また、方法書説明会が次の日程で実施されます。事前申込みは必要ありません。

【日時】 令和2年3月4日(水) 午後7時から

【場所】 川内文化ホール 第1会議室(若松町3-10)

関連情報

① [事業者サイト](#) [方法書縦覧](#) [お申し込み](#)

風力発電事業に関する住民説明会のご案内

薩摩川内市及び隣接自治体にて計画検討中の風力発電事業に関して
環境影響評価法に基づき住民説明会を実施します。(事前申し込み不要)



(仮称)日置市及び鹿児島市における風力発電事業

関係地区 *1

八重地区、藤本地区、大馬越地区

※上記地区の方に限らず、どなたでもご参加いただけます。

説明会日程 *2

日時 : 2020年2月27日(木)19:00~20:30

場所 : 入来文化ホール別館 視聴覚室



(仮称)いちき串木野市及び薩摩川内市における風力発電事業

関係地区 *1

隈之城地区、峰山地区、滄浪地区、寄田地区

※上記地区の方に限らず、どなたでもご参加いただけます。

説明会日程 *2

日時 : 2020年3月4日(水)19:00~20:30

場所 : 川内文化ホール 第1会議室

*1 今後、環境影響評価の調査を行う予定の地区及びその周辺地区
詳細は弊社HPにてご確認ください。

(<https://venaenergy.co.jp/information>)

*2 説明会は隣接自治体でも開催いたします。(詳細は弊社HP迄)



事業者(主催者)



**VENA
ENERGY**

VENA ENERGYはアジア太平洋地域最大の独立系再生
可能エネルギー発電事業者として、日本全国において
自治体や地元企業と協力し、持続的な経済成長と環境
保全に不可欠である、太陽光発電等のクリーンなエネ
ルギーの供給を行っております。

日本風力エネルギー株式会社 薩摩事業所 (担当:事業開発 足立、内尾)

〒896-0046 鹿児島県いちき串木野市西薩町17-41

TEL:0996-26-1411 FAX:0996-26-1412

意見書の様式

(No.)

「(仮称) いちき串木野市及び薩摩川内市における風力発電事業 (改定版) 環境影響評価方法書」に対する意見書

令和 年 月 日

ご住所

1.57が(ε)

二氏名

連絡先（電話番号）

環境の保全の見地から次のとおり意見を提出する。

意見の項目	意見の内容及びその理由

意見の項目の例

大気質、騒音・超低周波音、振動、水質、地形・地質、風車の影、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、環境全般、その他

【备考】

1. 意見書：環境影響評価法施行規則第4条の規定により、氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）は必ずご記入願います。
なお、1枚に記載しきれない場合は、複数枚ご使用ください。その際は、意見書右上の（No. ）にページをふり、2枚目以降にも氏名及び住所をご記入願います。
2. 提出先：〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
虎ノ門タワーズオフィス
日本風力エネルギー株式会社 事業開発（担当：足立） 宛
3. 提出期限：令和2年3月23日（月）[当日消印有効]
4. その他
- ・ご記入いただいた個人情報、環境影響評価法に基づく手続きだけに使用し、他の目的に使用することはございません。
 - ・弊社では、個人情報保護の重要性を十分認識し、ご記入頂いた個人情報は、適正に取り扱うこととしております。なお、ご記入いただいた意見内容に限っては、公表する可能性がありますので、予めご了承ください。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は39件であった。また、環境の保全の見地からの意見以外の意見が1件あった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

なお、提出された意見は、原文のまま記載した。

1. 動物

No.	意見の概要	事業者の見解
1	方法書の段階でコウモリ類についてのヒアリングを行ったことは評価される。	調査、予測の手法等については、今後も、風力発電事業によるコウモリ類への影響についての知見がある専門家の助言を受けて適切に実施します。
2	P273のコウモリ類の調査で使用するバットディテクターはすべてフルスペクトラム方式の機種を用い、音声記録の再現性を保つこと。タイムエクスパンション方式は現地調査には向いていない。この方式は1秒の記録を10倍（10秒）に引き伸ばし、記録された超音波音声を可聴域（1/10の周波数）に落として聞き取る方式であるが、タイムラグが多すぎて音声からの行動状況を把握することが困難である。	調査手法については、風力発電事業によるコウモリ類への影響についての知見がある専門家の助言を受けて適切に実施します。
3	コウモリ類の任意観察においては徒歩ではなく、車両を用いて実施すること。	調査手法については、風力発電事業によるコウモリ類への影響についての知見がある専門家の助言を受けて適切に実施します。
4	自動録音法による高所音声調査のそれぞれの地点の実施期間を示すこと。当該地域は冬季でもコウモリ類が活動していると考えられるため、風況観測塔における調査は通年で行うべきである。	調査手法については、風力発電事業によるコウモリ類への影響についての知見がある専門家の助言を受けて適切に実施します。
5	コウモリ類の捕獲調査はかすみ網も使用し、さまざまな空間（樹冠下、小河川・沢など）での捕獲調査を行うこと。また、ハーブトラップは無理な設置を行わないこと。	調査手法については、風力発電事業によるコウモリ類への影響についての知見がある専門家の助言を受けて適切に実施します。
6	コウモリ類調査については風力アセスメントに関して十分な知識と経験を持った者による適切な調査、予測評価、保全措置を行い、準備書についても十分な知識と経験を持ったコウモリ類の専門家に助言を得ること。	調査、予測の手法等については、今後も、風力発電事業によるコウモリ類への影響についての知見がある専門家の助言を受けて適切に実施し、実行可能な範囲で影響の回避又は低減を図るようにします。

No.	意見の概要	事業者の見解
7	■2. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速(発電を開始する風速)未満であってもブレードは回転するのか?との意見に対して事業者は「現時点では検討中」と回答した。それでは、バットストライクの予測は、「カットイン風速未満であってもブレードが回転する」前提で行うこと。	予測については、風力発電事業によるコウモリ類への影響についての知見がある専門家の助言を受けて適切に実施します。
8	■3. 本事業で採用する予定の風力発電機は、 <u>カットイン風速以上であってもフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)ができるのか?</u>	現段階で検討している機種についてはフェザリングの機能を有していますが、機種により仕様が異なることから、詳細については今後の機種選定において確認することになります。
9	■4. 事業者は <u>カットイン風速以上であってもフェザリングできる機種</u> を国内で何基使用しているのか。	現段階において、弊社は国内での風力発電の設置実績がないため、0基となります。

No.	意見の概要	事業者の見解
10	■5. 回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあつた。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測される。これら現状をふまえ、事業者が追加的保全措置を<u>実施しない理由</u>を述べよ。 ※45個体（4種、1～32個体）、2015、07までに調べた6事業「風力発電施設でのバットストライク問題」（河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌22(1)、9-11, 2017） ※ヒナコウモリ2個体、アブラコウモリ1個体、合計3個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類2種の死骸について」（重田達也ほか、東海自然誌（11）、2018）静岡県 ※ヒナコウモリ3個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」（平成30年10月、株式会社ジェイウインド）青森県 ※コテングコウモリ1個体、ヤマコウモリ2個体、ユビナガコウモリ2個体、ヒナコウモリ4個体合計9個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成31年4月、岩手県） ※コヤマコウモリ5個体、ヒナコウモリ3個体合計8個体、「（仮称）上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書（公開版）」（平成31年4月 株式会社ジェイウインド上ノ国）北海道 ※ヒナコウモリ5個体、アブラコウモリ2個体、ホオヒゲコウモリ属の一種1個体、コウモリ類1個体 合計9個体「能代風力発電所リプレース計画に係る環境影響評価準備書」（令和元年8月、東北自然エネルギー株式会社）秋田県 ※ヒナコウモリ4個体、アブラコウモリ2個体、種不明コウモリ2個体、合計8個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」（令和元年12月、よこはま風力発電株式会社）青森県 ※ヤマコウモリ1個体、ヒナコウモリ属1個体合計2個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」（2020年2月、コスモエコパワー株式会社）北海道	今後の手続きにおいて、風力発電事業によるコウモリ類への影響について知見がある専門家の助言を受けた上で現地調査を実施し、その結果に基づいて、予測及び評価を行います。その上で、必要に応じて、適切な環境保全措置の検討を行います。
11	■6. コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施して欲しい 国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）やカットイン風速（発電を開始する風速）を上げるなどの稼働制限を行うことを表明した。<u>本事業者も必ず実施して頂きたい。</u>	今後の手続きにおいて、風力発電事業によるコウモリ類への影響について知見がある専門家の助言を受けた上で現地調査を実施し、その結果に基づいて、予測及び評価を行います。その上で、必要に応じて、適切な環境保全措置の検討を行います。

No.	意見の概要	事業者の見解
12	■7. コウモリの保全措置（低減措置）は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）すること」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。よって、必ず実施して頂きたい。これについて、事業者が<u>実施しない理由</u>を述べよ。 ※ Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010	今後の手続きにおいて、風力発電事業によるコウモリ類への影響について知見がある専門家の助言を受けた上で現地調査を実施し、その結果に基づいて、予測及び評価を行います。その上で、必要に応じて、適切な環境保全措置の検討を行います。
13	■8. 環境保全措置は「コウモリを殺す前から実施してほしい」 本事業者である「合同会社 NWE09-インベストメント」並びに委託先の「西日本技術開発株式会社」は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがあるのだろうか？ 上記のコウモリの保全措置（「<u>カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング</u>」）については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である。よって「コウモリを殺す前」、すなわち「施設の稼働開始時から」必ず実施して頂きたい。	今後の手続きにおいて、風力発電事業によるコウモリ類への影響について知見がある専門家の助言を受けた上で現地調査を実施し、その結果に基づいて、予測及び評価を行います。その上で、必要に応じて、適切な環境保全措置の検討を行います。
14	■9. フェザリングの閾値は主観で決めないこと 本事業者は、今後コウモリ類の保全措置として<u>カットイン風速未満の風速時にのみ</u>保全措置（フェザーモード）を行うかもしれない。 しかし、その場合、コウモリ類の保全措置の閾値（コウモリ類保全にとって最も重要な論点）は「カットイン風速」ということになるが、事業者が閾値を「カットイン風速」と決定した科学的根拠を述べないかぎり、それは事業者の「主観」に過ぎないことを先に指摘しておく。 コウモリ類の保全措置の閾値は、事業者が恣意的（主観的）に決めるべきではない。なぜなら、仮に保全措置を「主観で決めることが可能」、とすれば、アセス手続きにおいて科学的な調査や予測など一切行う必要がないからだ。 仮に事業者が「適切な保全措置」を実施するつもりがあるならば、科学的根拠、つまり「音声モニタリング調査の結果」を踏まえ、専門家との協議により「フェザーモードの閾値」を決めること。	今後の手続きにおいて、風力発電事業によるコウモリ類への影響について知見がある専門家の助言を受けた上で現地調査を実施し、その結果に基づいて、予測及び評価を行います。その上で、必要に応じて、適切な環境保全措置の検討を行います。
15	■10. 環境保全措置の実施時期について 保全措置は「事後調査でコウモリが死んだのを確認してから検討する」のではなく、「コウモリを殺す前」から実施することが重要であると思うが、これについて、事業者が<u>事後調査前から保全措置を検討・実施しない理由</u>を述べよ。	今後の手続きにおいて、風力発電事業によるコウモリ類への影響について知見がある専門家の助言を受けた上で現地調査を実施し、その結果に基づいて、予測及び評価を行います。その上で、必要に応じて、適切な環境保全措置の検討を行います。

No.	意見の概要	事業者の見解
16	■11.「事後調査」は信用できない理由 ①事後調査結果について住民は意見書を出せない。 ②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がない。 ③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。 ④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。 ①～④から、「事後調査」は信用できない。	今後の手続きにおいて、風力発電事業によるコウモリ類への影響について知見がある専門家の助言を受けた上で現地調査を実施し、その結果に基づいて、予測及び評価を行います。その上で、必要に応じて、適切な環境保全措置及び事後調査の検討を行います。
17	■12.「影響が小さい」と「影響が極めて小さい」の違いについて バットストライクについて「影響がある」、「影響が小さい」、「影響が極めて小さい」の違いは何か。具体的数値（死亡個体数）及び根拠を述べよ。	今後の手続きにおいて、風力発電事業によるコウモリ類への影響について知見がある専門家の助言を受けた上で現地調査を実施し、その結果に基づいて、予測及び評価を行います。予測の際の「影響がある」、「影響が小さい」及び「影響が極めて小さい」の用語の使い分けについては、現地における予測対象となるコウモリ類の出現状況を基に、適切に判断して使用することとします。
18	■13.「予測の不確実性」の定義及び基準について 「予測の不確実性」について定義及び具体的基準を述べよ。	「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、平成31年）によると、予測の基本的な手法として、「影響の種類に応じて、環境影響の量的又は質的な変化の程度を推定するものとし、具体的には、文献その他の資料による類似事例の引用又は解析により行い、必要に応じ専門家等の助言を得ることとする。」とあります。 予測については、風力発電事業によるコウモリ類への影響についての知見がある専門家の助言を受けて適切に実施します。
19	■14.「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）しない事業者が散見される。 「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。	今後の手続きにおいて、風力発電事業によるコウモリ類への影響について知見がある専門家の助言を受けた上で現地調査を実施し、その結果に基づいて、予測及び評価を行います。その上で、必要に応じて、適切な環境保全措置の検討を行います。

No.	意見の概要	事業者の見解
20	■15.「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」2 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が確実に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。 <u>定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。</u> <u>よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」である。そのための論査を「準備書までに」実施して頂きたい。</u>	今後の手続きにおいて、風力発電事業によるコウモリ類への影響について知見がある専門家の助言を受けた上で現地調査を実施し、その結果に基づいて、予測及び評価を行います。その上で、必要に応じて、適切な環境保全措置の検討を行います。
21	■16.「回避」と「低減」の言葉の定義について 事業者らは『「影響の回避」と「影響の低減」について定義を延べよ』という住民等意見に対して、 ===== 回避:行為（環境影響要因となる事業における行為）の全体または一部を実行しないことにより影響を回避する（発生させない）こと。重大な影響が予想される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。 低減:何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復する措置。 ===== と回答をした。事業者回答によれば「ライトアップを実行しない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではないが、見解を述べよ。	今後の手続きにおいて、風力発電事業によるコウモリ類への影響について知見がある専門家の助言を受けた上で現地調査を実施し、その結果に基づいて、予測及び評価を行います。その上で、必要に応じて、適切な環境保全措置の検討を行います。
22	■17. 回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は「ライトアップアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。	今後の手続きにおいて、風力発電事業によるコウモリ類への影響について知見がある専門家の助言を受けた上で現地調査を実施し、その結果に基づいて、予測及び評価を行います。その上で、必要に応じて、適切な環境保全措置の検討を行います。

No.	意見の概要	事業者の見解
23	■18. 回避措置（ライトアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。ライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要があるが、事業者の見解を述べよ。	今後の手続きにおいて、風力発電事業によるコウモリ類への影響について知見がある専門家の助言を受けた上で現地調査を実施し、その結果に基づいて、予測及び評価を行います。その上で、必要に応じて、適切な環境保全措置の検討を行います。
24	■19. 事業者らは一般意見を軽視している 樹林から 200m 以内に設置した風力発電機は、樹林性コウモリがバットストライクに遭遇するリスクが高くなる※1。国内では「林内を飛ぶから影響がない」とされてきたコテングコウモリが死んでいる※2。事業者は『風力発電機は樹林から 200m 以上離して設置すること』という一般意見に対して、「環境保全措置については、方法書以降の手続きにおいて、現地調査により得られたコウモリ類の出現状況を基に、風力発電事業によるコウモリ類の影響について知見がある専門家等の助言を踏まえて検討いたします」とコピペ回答した。 <u>一般意見は「風力発電機は樹林から 200m 以上離して設置すること」を具体的に要望しているが、事業者らはその要望を無視しコピペ回答により論点をすりかえた。事業者らは一般意見を軽視しており、その姿勢は「適切とは言えない」。</u> ※1「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版 “Guidelines for consideration of bats in wild farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No.6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf) ※2「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」(平成 31 年 4 月、岩手県)	ご意見は、現地調査を実施していない配慮書段階におけるものであり、本事業に係る計画段階配慮事項に関する評価の結果においても以下を記載しています。 ・現地調査により動物の生息状況を把握し、生息が確認された重要な種に対して環境保全措置を検討する。なお、現地調査の実施に当たっては、今後検討する対象事業実施区域に主な生息環境が存在する種の生態的特性を踏まえた調査時期等を検討することとする。 ・風力発電機の配置検討については、今後検討する対象事業実施区域及びその周辺を飛行するコウモリ類の飛行状況及び鳥類の飛行軌跡を踏まえ、バットストライク及びバードストライクによる重大な環境影響が生じる可能性が高い箇所を把握した上で、配置変更を含めた衝突防止等の環境保全措置を検討する。 よって、風力発電機の配置検討を含む環境保全措置については、今後の手続きにおいて、風力発電事業によるコウモリ類への影響について知見がある専門家の助言を受けた上で現地調査、予測及び評価を行い、必要に応じて検討を行います。

No.	意見の概要	事業者の見解
25	■20.「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きのP3-110～111には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。(Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010)	今後の手続きにおいて、風力発電事業によるコウモリ類への影響について知見がある専門家の助言を受けた上で現地調査を実施し、その結果に基づいて、予測及び評価を行います。その上で、必要に応じて、適切な環境保全措置の検討を行います。
26	■21. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、(カットイン風速の値を上げる)保全措置は実施しない(事後調査の後まで先延ばしにする)」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。	今後の手続きにおいて、風力発電事業によるコウモリ類への影響について知見がある専門家の助言を受けた上で現地調査を実施し、その結果に基づいて、予測及び評価を行います。その上で、必要に応じて、適切な環境保全措置の検討を行います。
27	■22. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 2 そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。	今後の手続きにおいて、風力発電事業によるコウモリ類への影響について知見がある専門家の助言を受けた上で現地調査を実施し、その結果に基づいて、予測及び評価を行います。その上で、必要に応じて、適切な環境保全措置の検討を行います。
28	■23. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 3 今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。	今後の手続きにおいて、風力発電事業によるコウモリ類への影響について知見がある専門家の助言を受けた上で現地調査を実施し、その結果に基づいて、予測及び評価を行います。その上で、必要に応じて、適切な環境保全措置の検討を行います。

No.	意見の概要	事業者の見解
29	■24. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 4 今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。国内では 2010 年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。	今後の手続きにおいて、風力発電事業によるコウモリ類への影響について知見がある専門家の助言を受けた上で現地調査を実施し、その結果に基づいて、予測及び評価を行います。その上で、必要に応じて、適切な環境保全措置の検討を行います。
30	■25. P275 自動録音法調査の調査地点について バットディテクターによる自動録音法調査（音声モニタリング調査）地点が 8 か所のみであるが、その根拠を述べよ。「利用頻度を比較する」つもりならば、すべての風力発電機設置位置（20 か所）において日没前から日の出まで自動録音調査すべきではないのか。	調査地域は、スギ・ヒノキ植林及び常緑広葉樹林の森林植生が主に分布していることから、それぞれの植生における代表地点として、風力発電機設置予定範囲周辺に 7 地点を配置しました。
31	■26. 自動録音法調査の期間について バットディテクターによる自動録音法調査の期間は春季、夏季及び秋季としているが、曖昧である。地元の専門家ヒアリングを踏まえた具体的な月数を述べること。	専門家には、コウモリ類の調査期間として、春季は 4 月頃、夏季は 7 月下旬～8 月頃、秋季は 9 月下旬～10 月頃と助言を頂いています。今後の手続きにおいても、風力発電事業によるコウモリ類への影響について知見がある専門家の助言を受けた上で現地調査を実施します。
32	■27. バットディテクターによる調査時間について バットディテクターによる自動録音法について調査時間の記載がない。日没 1 時間前から、日の出 1 時間後まで録音すること。	現地調査については、風力発電事業によるコウモリ類への影響についての知見がある専門家の助言を受けて適切に実施します。
33	■28. バットディテクターによる調査について バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向（上向きか下向きか）を記載すること。 なお「仕様に書いていない（ので分からない）」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。	バットディテクターによる調査結果に基づく予測については、風力発電事業によるコウモリ類への影響についての知見がある専門家の助言を受けて適切に実施します。

No.	意見の概要	事業者の見解
34	■29. 重要種以外のコウモリ類について 事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？	環境影響評価法に基づく主務省令（発電所アセス省令）で、動物の調査、予測及び評価の手法として、「重要な種及び注目すべき生息地について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する。」と規定されていることから、重要な種のコウモリ類を対象として予測を行います。 調査結果については、風力発電事業によるコウモリ類への影響についての知見がある専門家の助言を受けて可能な限り同定に努めますが、難しい場合は、グループ分けに留めることもあります。グループ分けに留めた場合は、結果として、重要な種以外の多くの種の予測及び保全措置の検討を行うこととなります。
35	■30. バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者が行う「自動録音法調査（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する（例えば「WINDBAT」http://www.windbat.techfak.fau.de/index_shtml）等。また、バードストライクの予測手法も応用可能だ。 よって、バットストライクの予測を「定量的」に行うこと。	予測については、風力発電事業によるコウモリ類への影響についての知見がある専門家の助言を受けて適切に実施します。
39	■31. 「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的指針は策定されていない。 よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。	予測については、風力発電事業によるコウモリ類への影響についての知見がある専門家の助言を受けて適切に実施します。

No.	意見の概要	事業者の見解
37	■32. 月2回程度の死骸探索調査など信用できない コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。 *平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握I報告書）P213. NEDO, 2018.	今後の手続きにおいて、風力発電事業によるコウモリ類への影響について知見がある専門家の助言を受けた上で現地調査を実施し、その結果に基づいて、予測及び評価を行います。その上で、必要に応じて、適切な環境保全措置及び事後調査の検討を行います。
38	■33. 事後調査（死骸探索調査）は徹底的に実施すること コウモリ類の事後調査（死骸探索調査）は、毎週1回以上の頻度で4月から11月まで必ず実施すること。	今後の手続きにおいて、風力発電事業によるコウモリ類への影響について知見がある専門家の助言を受けた上で現地調査を実施し、その結果に基づいて、予測及び評価を行います。その上で、必要に応じて、適切な環境保全措置及び事後調査の検討を行います。
39	■34. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること コウモリの事後調査は、ヨーロッパのガイドライン※に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べる。コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No.6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)	今後の手続きにおいて、風力発電事業によるコウモリ類への影響について知見がある専門家の助言を受けた上で現地調査を実施し、その結果に基づいて、予測及び評価を行います。その上で、必要に応じて、適切な環境保全措置及び事後調査の検討を行います。

2. その他（環境の保全の見地からの意見以外の意見）

No.	意見の概要	事業者の見解
1	■1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。	ご意見については要約せず、書体、アンダーラインもそのまま記載して全文を公開しており、各意見について、それぞれに回答しています。また、順番の並び替えは行っていない。